

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式8

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 旭区広報紙企画編集業務委託(令和8年5月号～令和9年4月号)	デザイン	株式会社トライアウト	4,791,600	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	令和8年度 旭区の「まちの魅力」を楽しむイベント企画運営業務委託	その他	株式会社ヴァリアス・ディメンションズ	7,949,920	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和8年度あさひ育み学び舎事業業務委託	その他	社会福祉法人大阪市旭区社会福祉協議会	4,950,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	令和8年度旭区コミュニティ育成事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	11,265,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
5	令和8年度 区役所受電自動応答システム構築・運用保守業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	21,824,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

※ 令和8年第1四半期分

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zukeirivuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 旭区広報紙企画編集業務委託（令和8年5月号～令和9年4月号）

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

本業務を遂行するに当たっては、市政・区政の内容を広く区民に的確に知らせるとともに、地域に密着した活動及びイベント等の情報提供を通じ、区役所と区民及び区民相互の情報共有並びに地域活動の活性化の推進を図る重要なものである。また、平成24年9月より、市政だよりが区広報紙と一体となり、行政から区民への広報媒体は区広報紙のみになり、これまで以上に区広報紙の重要性が増している。そのため、より多くの区民に御覧いただくために、より見やすく親しみやすい「デザイン・レイアウト」の編集が不可欠である。競争入札方式による契約では、より見やすく親しみやすい区広報紙を提供できるかが不確定のため、公募型プロポーザルを実施した。

業者選定に当たっては、令和8年度旭区広報紙企画編集業務受託者選定委員会において、審査基準に基づいて審査委員から意見聴取し、評価を行った意見を受けて選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 企画課（電話：06-6957-9683）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 旭区の「まちの魅力」を楽しむイベント企画運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヴァリアス・ディメンションズ

3 随意契約理由

本業務は、区民のつながりやまちのにぎわいなど、旭区の魅力をより多くの方に広く発信し、まちの魅力を高めるため、区民のみなさまとともに、城北公園におけるにぎわいイベントや区内周遊ラリーなどを行うほか、SDGsに関する取組のなかで、国産木材の利用促進・啓発、まちの美化推進・啓発を実施するものである。

予定価格の範囲内で最大限の成果を得るためには、事業者の持つノウハウや知識、経験が必要であり、特に企画提案内容において専門知識や創造性を重要視していることから、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用する。

学識経験者等で構成する「旭区の『まちの魅力』を楽しむイベント企画運営業務委託 事業者選定会議」において審査した結果、同社は評価点が高かったため、その付帯意見も踏まえて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 地域課 まち魅力担当（電話：06-6957-9009）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度あさひ育み学び舎事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市旭区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本業務は、学習環境や生活習慣が整っていないことや、経済的要因等による生活環境の問題などにより、進学や就職を含む自分の将来の生活を具体的に思い描くことが難しい中学生・高校生（以下、「中・高生」という。）に対し、将来の目標を持って進学等ができるよう、安心できる環境（居場所）を提供するとともに、知識や教養、生活力を身につけて自らの選択により進学や就職ができるよう、学習支援、自立支援、相談や居場所にかかる支援を行い、当該中・高生の自尊心の醸成や社会的自立の促進につなげることを目的として実施するものである。

単に学習支援を行うだけではなく、参加者の生活環境を含めた個々の状況を理解したうえで個別の支援を行い、支援するコーディネーターやサポーターが中長期的に関わって参加者と信頼関係を築き、ニーズや変化等を的確に把握し、困りごとなどにも適切な相談対応やアドバイスを行うとともに、必要に応じて関係機関など適切な社会資源につなぐことができなければ本業務で期待する効果を得ることができない。

また、業務の実施において参加者はもちろんその保護者等への対応も必要となるが、生活環境の問題や当該世帯の状況などを踏まえて個別適切に対応しなければならない。そのためには、当該世帯の状況をよく把握している地域の民生委員・児童委員や学校、各関係機関等と円滑に連携し調整する能力を有していることが業務の履行に際して必要不可欠である。

加えて、対象となる中・高生や保護者が安心して参加・相談でき、継続的な支援につなげるためには、日頃から地域において信頼関係を醸成し、市民等の協力を得られる高い信用力が求められる。

本業務の契約相手方とする社会福祉法人大阪市旭区社会福祉協議会（以下、当該団体という。）は、平成29年に当区と地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結し、当区と連携・協働のもと地域福祉を推進している。

区における地域福祉推進の中心的な団体として、区内の福祉関係機関や社会福祉事業施設・団体との連携、ボランティア・市民活動の振興と福祉教育の推進にも取り組んでおり、当区の地域福祉にかかる実情や関係機関との連携体制等、業務内容を熟知しているとともに、継続した活動実績により地域住民や福祉関係機関・事業者等からの信頼度が高い。さらに、地域福祉の中核を担う団体として構築しているネットワークを生かし、参加者・保護者等の状況に応じた個別支援、関係機関との調整、必要な社会資源への確実な接続を一体的に実施できる。これらにより、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成を図りつつ、参加者との関係構築を中長期的に行い、事業効果を確実に発現させることが可能である。以上より、本業務の履行に求められる能力を有する唯一の者であることから、当該団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

旭区役所 生活支援課（電話番号：06-6957-9978）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度旭区コミュニティ育成事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

近年、社会環境の変化や生活様式・価値観の多様化などにより、地域コミュニティの機能が低下しており、大規模災害をはじめとした様々なリスクに耐えうる強固な地域社会づくりをめざすには、人と人とのつながりづくりの促進が求められている。

本事業は、地域の各種団体と協働しながら事業を実施することで、コミュニティ活動の振興、新たなコミュニティの育成及び地域における文化の向上並びに福祉の増進を図るとともに、協働に向けたネットワークの形成促進を目的に、全区民を対象として実施するものである。

この目的を達成するためには、各種事業を一体で実施するためのニーズを的確に把握し、各種団体のつながりを念頭に置いたうえで事業を実施することができる実行力、様々な地域活動やコミュニティ事業の企画実施に関する実績等を有している必要がある。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、住民の意向が直接反映される各種団体との関わりが深く、それぞれの強みや弱みを把握した上で、協働してさまざまな事業を円滑に実施するなど、地域のニーズを把握したうえでの事業実施が可能であり、その実績も数多く有している。また、類似事業に関する専門性や情報の蓄積があることから、当該団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所地域課（電話番号06-6957-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 区役所受電自動応答システム構築・運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、区役所における電話での定型的な問合せに対して、24 時間 365 日、職員を介さずに自動で応答を行うシステム（以下、「受電自動応答システム」という）を導入することにより、同時に受電できる件数を大幅に増やすとともに、よくある定型的な問い合わせについて 24 時間 365 日の対応を行い、市民の利便性向上と業務の効率化を図ることを目的として実施するものであり、富士通 J a p a n 株式会社は、令和7年度に公募型プロポーザル方式により実施した「令和7年度 区役所受電自動応答システム構築・運用保守業務委託」において選定、現に当該業務を履行している事業者である。

本市の区役所DX推進事業として、旭区と住吉区で先行的に実施する本業務は、最終的に全区での実施等を想定しており、導入効果の測定や課題改善を十分に行う必要がある。

受電自動応答システムの効果的・効率的な実証と確実な検証を行うためには、同一環境での実証を行うことが必要不可欠であり、他の事業者に行行させた場合、受電自動応答システムの環境を改めて構築する必要性が生じ、また、同一環境での実績取得ができず、実証事業の継続性が損なわれ、実証結果の適切な評価・分析ができないことから、業務に著しい支障が生じる。

以上のことから、本業務は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして、現に契約履行中である富士通 J a p a n 株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

旭区役所 総務課（電話番号：06-6957-9625）